

4 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

(対策計画)

第六条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第一項に規定する者)を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い、発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第五条 第二項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

第六条 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

第七条 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

第八条 第一項又は第二項に規定する者は、その写しを市町村長に送付しなければならない。第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道県知事は、その者に対する協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第九条 対策計画は、前条第一項に規定するものとおり、遅滞なく当該対策計画を都道県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

第七条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に關し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」とみなしてこの法律を適用する)は、当該施設又は事業に關する対策計画とみなしてこの法律を適用する。

第八条 第一条若しくは第八条の二第一項(二号)第二十八条第一項に規定する危害予防規程

第九条 第二十六条第一項に規定する危害予防規程

第十条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二十四条第一項、第六十四条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)及び第九十七条第一項に規定する保安規程

第十二条 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第四十二条第一項に規定する保安規程

第十三条 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)第二十七条第一項に規定する保安規程

第十四条 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十号)第二十八条第一項に規定する危険物取扱規程

三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十六条第一項に規定する危害予防規程

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二十四条第一項、第六十四条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)及び第九十七条第一項に規定する保安規程

五 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第四十二条第一項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)第二十七条第一項に規定する保安規程

七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

九 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關係する必要な事項は、協議会が定める。

第十条 协議会の庶務は、内閣府において処理する。

第十二条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を変更した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程)
推進協議会)

第八条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公機関及び関係指定地方公機関は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地盤防災対策を相互に連携協力して推進するため必要な協議を行ったための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

第九条 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公機関及び関係指定地方公機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地盤防災対策を実施する見込まれる者その他の協議会が必要と認められる者を加えることができる。

第十条 第一条第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

第十二条 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道県の意見を聴かなければならない。

第十三条 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十四条 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

第十五条 (津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十六条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第十七条 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

第十八条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき

地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)として指定するものとする。

内閣総理大臣は、前項の規定による特別強化地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道県の意見を聴かなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道県の意見を聴かなければならぬ。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条(附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、第二十八条(第五項を除く。)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十一条(第四項を除く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登

（施行期日）
附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）抄
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定（同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第一百九十九条第九号の改正規定及び同法第一百二十条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する規定、同法第一百六十六条第四項の改正規定（第六十六条の十二）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定（施行期日）
附 則（令和四年五月二〇日法律第四五号）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

事業の区分	別表（第十二条関係）
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三 分割の二分の一
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三 分割の二分の一